

県立病院機構の業務実績に係る評価方法（事務局試案）

県立病院機構連携室

1 評価の種類

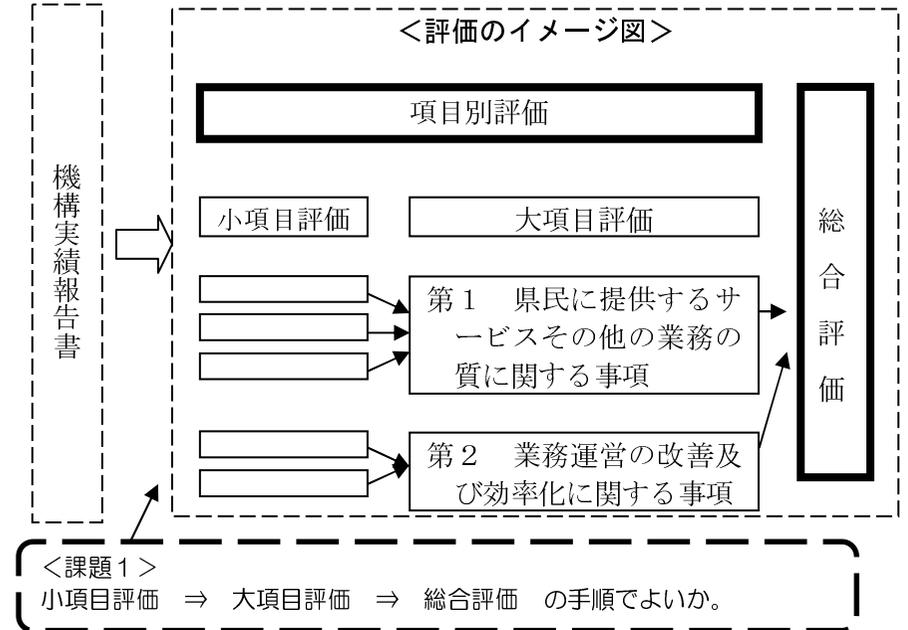
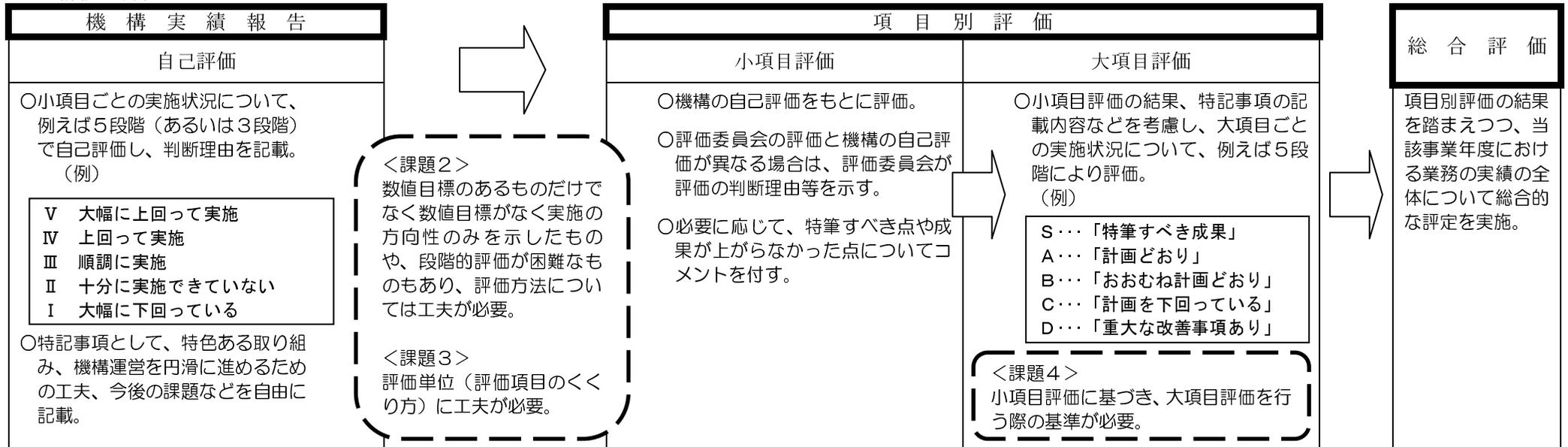
区分	概要
○年度評価	各事業年度における業務の実績について、評価委員会が評価を行う。
○中期目標期間評価	中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会が評価を行う。

2 年度評価の区分

項目別評価	総合評価
○小項目評価：機構の自己評価をもとに、評価委員会が評価を実施。 ○大項目評価：小項目評価をもとに、大項目について評価委員会が評価を実施。	項目別評価の結果を踏まえつつ、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を実施。

- * 1 小項目評価：年度計画に記載された細項目、あるいは内容に応じて細項目をまとめた単位での評価
- * 2 大項目評価：年度計画の第1 県民に提供するサービスその他の業務の質に関する事項、第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項等の項目での評価

3 評価の流れ



＜参考＞

○地方独立行政法人法（抄）

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書）

第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

○地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第6条 機構は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度の年度計画に定めた事項についてその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。